

# 言語聴覚士法案に対する附帯決議 (参議院厚生委員会)

平成9年12月

参議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会づくり（ノーマライゼーション）を推進する観点から、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、医療関係職種の資格制度における障害者に係る欠格事由の見直しを行うこと。
- 二 現に病院、診療所、学校、福祉施設等において、言語機能、聴覚の維持向上のための訓練、検査等の業務に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。
- 三 言語聴覚士の今後の需要動向の把握に努めながら、養成施設の確保に配慮する等、適切な人材の養成確保に努めるとともに、その処遇の向上を図ること。
- 四 言語聴覚士の資質の向上を図るため、四年制大学を始めとする学校養成所における養成課程の充実に努めること。
- 五 言語聴覚士が円滑に業務を行うことができるよう、保健医療、福祉及び教育のそれぞれの分野における必要な条件整備について検討すること。

六 言語聴覚士に係る指定登録機関又は指定試験機関については既存の公益法人を指定することとし、指定を受けるための新たな公益法人の設立は行わないこと。